岡崎市雨水浸透ます設置促進要綱第３条第２号に規定する技術基準

平成 30 年４月２日

岡崎市雨水浸透ます設置促進要綱（平成 29 年７月１日制定）第３条第２号の規定に基づく、雨水浸透ますに関する技術的基準を次のとおり定める。

１　浸透処理対象雨水

土砂の混入による目詰まり等の能力低下を防ぐため、原則として、屋根に降った雨水を対象とする。屋根以外の雨水については、別途協議の上、能力低下をさせないと認める場合には対象とすることができる。

２　雨水浸透ますの設置

雨水浸透ますの設置基数は、後述の標準設計値によって求められるもの以上となるよう努めるものとする。ただし、次の各号に掲げる箇所には雨水浸透ますを設置しないことが望ましい。

⑴　急な法面や擁壁の付近、または法面上にあり、浸透水の影響によって法面の安全性が損なわれるおそれのある箇所（図１に基準を示す。）

⑵　工場跡地、廃棄物埋立地等の土壌汚染が予想される箇所

⑶　建築物、又は隣地境界の付近にあり、浸透水の影響によって建築物等の安全性を損なうおそれがある箇所（図２に基準を示す。）

⑷　前各号のほか、市長が雨水浸透ますの設置を望ましくないと判断する箇所

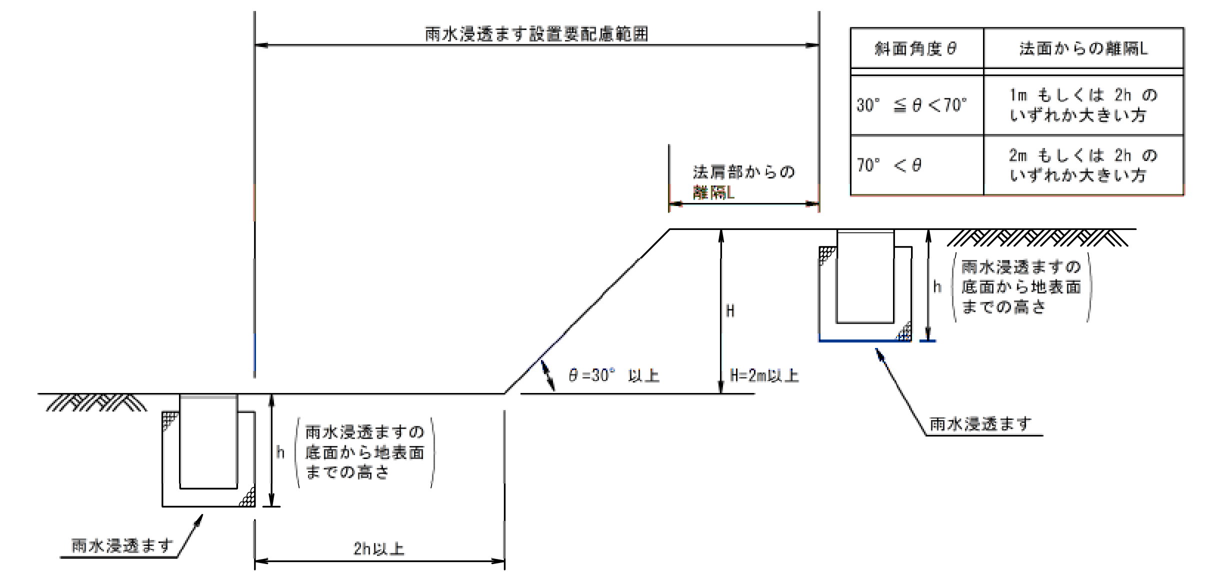

注記　１．この基準は斜面高Hが2m以上、かつ斜面角度θ=30°以上の場合に適用する。

２．斜面高が2m以下の場合は、のり肩部から1m以上離すことを基準とする。

出典：雨水浸透施設技術指針[案]　計画・調査編
（社）雨水貯留浸透技術協会

図１　斜面・擁壁の近傍における雨水浸透ます設置要配慮範囲

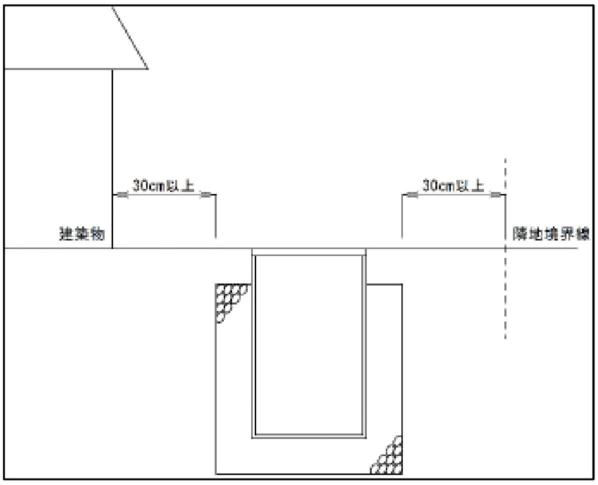

図２　建築物・隣地境界との離隔

３　標準設計値

⑴　標準対策量　　　　　　　　　　　　　　　　　　（目標：５㎜/h）

浸透施設	形状	浸透量	貯留量	時間あたり処理能力計	１基あたり処理面積
雨水浸透ます	$\phi 250 \times H300$	$0.257\ m^3/h$	$0.035\ m^3/h$	$0.292\ m^3/h$	$58.4\ m^2$
雨水浸透ます	$\phi 300 \times H500$	$0.354\ m^3/h$	$0.071\ m^3/h$	$0.425\ m^3/h$	$85.0\ m^2$

⑵　ます設置数

標準的な雨水浸透ますの設置基数は、敷地面積により下記の値を用いて求めるものとする。

$$\text{雨水浸透ます設置基数（基）} = \frac{\text{敷地面積（}m^2\text{）}}{\text{１基あたり処理面積（}m^2\text{）}}$$

４　施工

施工にあたっては、次の各号に掲げる点に注意して行うこととする。

⑴　浸透面は締固めないこと。

⑵　単粒度砕石の投入にあっては、土砂が混入しないようにすること。

⑶　浸透面に透水シートを被覆し、土砂流入の防止措置をとること。

５　維持管理

雨水浸透ますの設置者は、その維持管理にあたり、次のように努めることとする。

⑴　ゴミ、枯れ葉、土砂等の堆積によって、目詰まりを起こさないよう維持管理を行うこと。

⑵　梅雨、台風、落ち葉、芝刈りに際しては特に目詰まりに注意すること。

6　その他

　この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

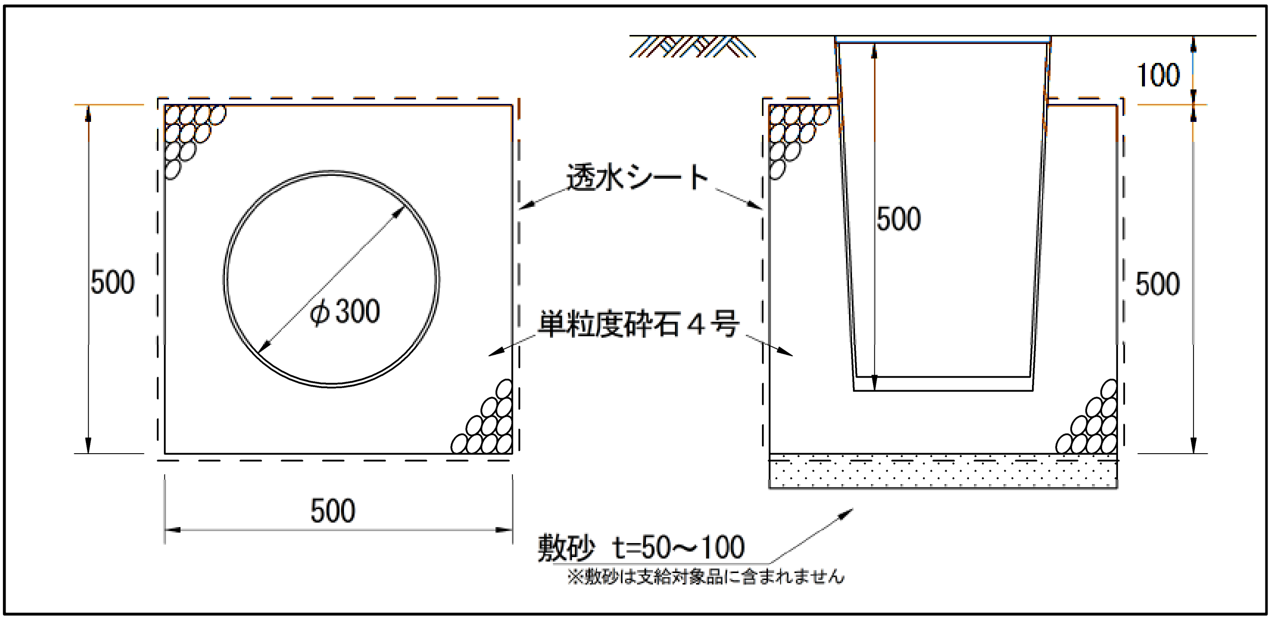

図３－１　雨水浸透ます構造図（φ300×H500）

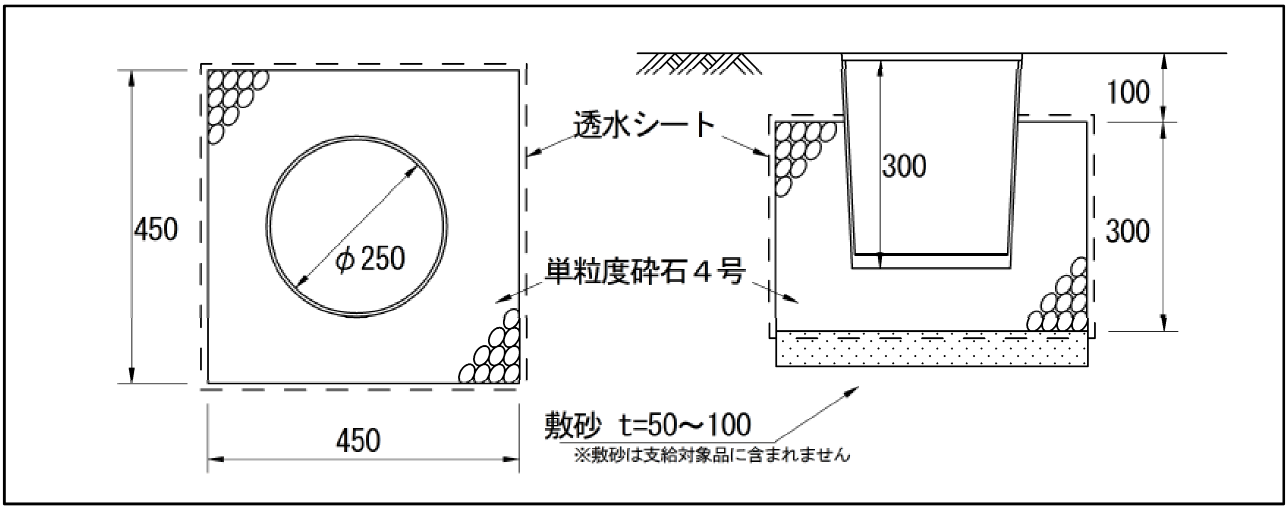

図３－２　雨水浸透ます構造図（φ250×H300）